



羽曳野・堺 労働基準監督署 管轄区域の変更について

平成 24 年 4 月 1 日から堺市美原区を管轄する労働基準監督署が堺労働基準監督署に変更されました。堺市美原区の事業場の皆様の**各種届出等の提出先は、堺労働基準監督署です**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

堺市美原区の事業場を管轄する労働基準監督署	～ 平成 24 年 3 月 31 日	羽曳野 労働基準監督署 〒583-0857 羽曳野市誉田 3-15-17 電話 072-956-7161 FAX 072-956-7163
	平成 24 年 4 月 1 日～	堺 労働基準監督署 〒590-0955 堺市堺区宿院町東 3-2-23 電話 072-238-6361 FAX 072-222-6602 

堺労働基準監督署のご案内

- 安井町交差点からフェニックス通りを西へ4筋目左折、約50m
- 南海堺駅、堺東駅から徒歩約15分
- 北野田、なかもず、三国ヶ丘駅前から堺駅南口行バスで大寺南門山之口前下車、徒歩約1分

- **今回の管轄変更に関して行っていただく特別な手続はありません。**
- ご不明の点は上記労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局

ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>